

入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

● 入院時食事療養費標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（自己負担額）（1食あたり）	
一般の方（下記以外）	一般（下記以外）	550円	
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ※1	過去12ヶ月間の入院日数が90日以内の場合	270円
		（過去12ヶ月間の入院日数が90日を超える場合）	220円
該当なし	低所得者Ⅰ※2	130円	

※1 世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、老齢福祉年金受給権者

令和8年6月
仙台市立病院